

第 2 1 期文化審議会著作権分科会基本政策小委員会 (第 9 回) における委員意見の概要 (D X 時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策について)

- デジタルサービスに関する技術・ビジネスの進展は速く、G A F A M だけでなく W e b 3. 0 とも言われている。法制度や政策の議論は、一定程度時間を要することから、いざ制度運用の段階になって時代遅れとならないようによく見定める必要があると考える。
- 従来から存在する問題と、サブスクリプション型やユーザーアップロード型など新しい形態によって生じている新たな問題、それぞれ切り分けて議論を深めた方が良いのではないか。
- 今回、バリューギャップの調査対象分野を音楽に絞ったのは調査の入口として妥当だと思う一方、バリューギャップというのは本来ずっと広い概念。音楽は組織率も集中管理率もかなり高く、他分野と異なり特殊。音楽に留まらない他分野の実態や海外動向の把握を進めていただけないか。
- 海外の動向について、E U における 2 0 1 9 年の著作権指令はもとより、オーストラリアにおける 2 0 2 0 年のニュースメディア法の成立など、制度の関与が大きい事例がある。オーストラリアにおいては、制度に対する評価は様々ではあるものの、制度措置を契機として民間での協議が進展した結果、G o o g l e や F a c e B o o k もメディア側と新たな契約を締結し、新サービスを開始した事例も報告されている。こうした海外の事例もさらにご報告いただけないか。
- 今回、デジタルプラットフォーム事業者との関係におけるバリューギャップに焦点が当たっているが、あくまでも音楽における適切な対価還元をどう目指すかという視点であれば、もう少し大きな商流全体、例えば音楽出版社も含めた全体での議論を進めていくべきではないか。
- 今後検討を深めていくうえで、著作権使用料がどのように計算されて分配されているのかなど、より具体的な事実関係の把握が不可欠。デジタルプラットフォーム事業者から、何らかの方向性なり規模感を示していただかなければ、議論が難しいのではないか。
- 作詞家・作曲家が得る著作権使用料が 1 楽曲 1 再生当たり 0. 04 円程度との推計は衝撃的。C D では作詞家・作曲家側に支払われる使用料は 6 % 程度で、仮に C D の販売単価を 2, 500 円と仮定すると、作詞家・作曲家それぞれ 35 円程度となり、900 倍の差。デジタルプラットフォーム事業者の利益からどの程度の割合がクリエイターへの還元されているのか、情報開示が必須ではないか。
- サブスクリプションの場合、クリエイターへの対価が僅少なのが話題となっている。サブスクリプション課金収入全体を母数として、各楽曲の再生時間で案分する形で対価が計算されるため、人気楽曲に対価が集中することとなる。こうした計算方法を是正するため、例えばヨーロッパでは、個別の視聴者単位での再生実績に基づいた分配が検討されていると聞く。デジタルプラットフォーム事業者が得た収益のクリエイターへの分配方法の実情の調査も必要になってくるのではないか。

- 難しいところではあると思うが、デジタルプラットフォーム事業者による情報開示が無ければ、なかなかバリューギャップの実態は判然としない面があると思う。ただし、対価の額が異常に安価か否か、あるいは、透明性の確保が不十分ではないかとの点は、どちらかというところと競争法の分野で議論を進めていただく必要があるのではないかと。
- デジタルプラットフォーム事業者に対して何らかの情報開示を求めることは、中々難しいこともあると思う。情報開示の観点では、取引透明化法が一つ参考になるのではないかと。
- デジタルプラットフォーム事業者が得る収益からクリエイターに支払われる著作権使用料まで、委細全部の公開は難しいところもあると思うが、クリエイターの抱える不公平感を少しでも軽くし、誤解が生じないように、一定程度の透明性を確保することが、集中管理の促進やコンテンツ産業の繁栄に向けた第一歩ではないかと。
- 今後集中管理を進めていく方向性を打ち出しているところ、集中管理団体の運営の透明性や公平性について、仕組みとしていかにビルドインしていくかという視点での議論が重要ではないかと。
- 著作権等管理事業者にとって一番重要なクリエイターが不満を抱えているということであれば、より情報を開示していくべきではないかと。NDA（秘密保持契約）であるから情報開示できないというのは、説明にならないのではと思う。
- 著作権等管理事業法においては、契約締結の際にはその内容を説明しなければならないと定められているが、継続的・密接的なコミュニケーションについては定めはない。こうした点について、今後どのように考えるか。
- 著作権法制度の関係では、ユーザーアップロード型サービス事業者は権利処理義務がないという現在の前提が妥当かどうか、こういった観点を議論していくことが一つの方向性ではないかと。
- ユーザーアップロード型サービスを提供するプラットフォームは、あくまで場の提供者であって権利処理を行う必要は無いというのが基本的な枠組としての認識だと思う。権利処理の主体はアップロードするユーザーであって、便宜的に権利者と契約を結んでいるとの趣旨と理解している。
- 権利者とデジタルプラットフォーム事業者、特にサブスクリプション型、ユーザーアップロード型の比較という観点からいくと、まず、ユーザーアップロード型サービス事業者も自動公衆送信、送信可能化の主体だということを検討してはどうか。
- ボカロ楽曲の場合、国外での利用から著作権使用料を得るためには、JASRACの会員になることが大変重要。そのあたりの啓蒙活動含めた実情の調査も必要ではないかと。
- サブスクであっても中々儲からないイメージがあり、音楽の聴取ではなく特典販売のためにCDが売られる非常に悲しい状況と聞く。一番弱い若年の消費者が結局不利益を被るのでは危惧している。デジタルでもしっかりと収益を得られると認識できる状況を作るのが今回の議論ではないかと思う。